

仕 様 書

第1 委託件名

令和8年度島しょ地域におけるMICE向け誘致促進及び受入体制構築に係る業務委託

第2 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、島しょ地域の魅力を国内外にPRし、島しょ地域の観光産業の活性化につなげるため、島しょ地域での国内外のMICE* 誘致・開催を支援している。本委託では、島しょ地域におけるMICE 誘致の促進及び受入体制の構築を一体的に推進するため、以下の2つの事業を実施する。

*本事業では、MICE のうち企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）は対象外。

（1）島しょMICEプロモーション事業

島しょ地域におけるMICE 開催の認知向上及び案件の掘り起こしを目的として、国内在住のMICE 主催者、ミーティングプランナー、旅行会社等を対象に、セールスコール（オンラインセミナー）、ロードショー（訪問営業）、ファムトリップ（八丈島）等を実施する。これにより、島しょ地域におけるMICE 開催の魅力や実施可能性を効果的に訴求し、開催候補地としての選定を促進するとともに、後続施策への参加や具体的な案件化につなげる。

（2）島しょMICEモデル構築事業

島しょ地域におけるMICE 受入体制の構築及び強化を目的として、会議施設や宿泊施設が比較的充実している八丈島をモデル地区と位置付け、観光協会をはじめとした地域関係者に対する支援を実施する。また、当該モデル地区の取組を踏まえ、MICE 誘致に意欲的かつ一定の受入環境を有する他の島しょ地域に対し、受入体制構築に向けた支援を行う。さらに、MICE 主催者等との意見交換等を通じて、島しょMICE 関係者が主体的に誘致活動等ができる状態を目指し、必要な支援を検討、提案や実施することで、島しょ地域全体におけるMICE 受入の底上げを図る。これにより、MICE 開催を通じて国内外に東京の島しょ地域の魅力をPRし、国際的なプレゼンスの確立を目指すとともに、旅行者の誘客にもつなげる。

第3 契約期間

令和8年9月2日から令和9年3月31日まで

第4 履行場所

財団の指定する場所

第5 事業全体の実施方針

（1）一体的実施の考え方

本事業は、島しょ地域におけるMICE 誘致の促進（島しょMICE プロモーション事業）及び受入体制の構築（島しょMICE モデル構築事業）を一体的に実施するものである。両事業を連動させることにより、MICE 主催者等のニーズ把握から地域における受入体制の検討・構築までを一連のプロセスとして推進し、島しょ地域におけるMICE 誘致の実効性向上を図ること。

（2）事業実施の流れ

本事業は、以下の流れにより段階的に実施すること。

なお、財団に確認の上、必要に応じて追加の意見交換会を実施すること。

ア セールスコール（オンラインセミナー）

イ ロードショー（訪問営業）

ウ 事前意見交換（大島）及びファムトリップ（大島）

エ ファムトリップ（八丈島）及び意見交換会 ※ウの実施後に行うこと。

オ 全体意見交換会（オンライン）

カ MICE開催意義の普及啓発

◆各事業の区分け◆

事業名		実施内容及び実施時期
島しょMICEプロモーション事業	ア	セールスコール（オンラインセミナー） ・令和8年9月から10月の平日
	イ	ロードショー（訪問営業） ・令和8年9月から11月の平日のうち、連続する2日間を想定
	エ	ファムトリップ（八丈島） ・令和8年10月から令和9年2月頃
島しょMICEモデル構築事業		八丈島ファムトリップと連動した意見交換会（八丈島） ・令和8年10月から令和9年2月頃
	ウ	事前意見交換（大島）及びファムトリップ（大島） ・令和8年10月から令和9年2月頃
	オ	全体意見交換会（オンライン） ・令和9年1月から2月頃
	カ	MICE開催意義の普及啓発 ・令和8年10月から令和9年3月頃

（３）ファシリテーションの実施

本事業の実施に当たっては、島しょ地域の関係者及びMICE主催者等の多様な関係者間における円滑な意見交換及び合意形成を図るため、専門的知見を有するファシリテーター（以下「ファシリテーター」という。）を配置すること。

受託者は、本事業を円滑に実施するため、全体統括責任者を配置するとともに、各業務に必要な体制を構築すること。また、島しょ地域の関係者、MICE関連事業者及び財団との連携を密にし、適切な役割分担のもとで事業を実施すること。

（４）実施に当たっての基本的な考え方

ア 島しょ地域の特性及び各地域の状況を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

イ MICE主催者、参加者等の視点を踏まえた実効性の高い提案を行うこと。

ウ 将来的な案件化及び継続的な誘致につながる取組とすること。

第6 委託内容

（１）事業全体の運営

受託者は、本事業の目的を踏まえ、島しょMICEプロモーション事業及び島しょMICEモデル構築事業を一体的かつ円滑に実施するため、以下の業務を行うこと。

業務の実施にあたっては、財団より貸与する以下の報告書を活用し、過年度の実施状況、成果及び課題等について十分に分析した上で、効果的な事業運営を行うこと。

（１）都内島しょ地域におけるMICE誘致開催に向けた調査等業務委託報告書

（２）その他事業関連の報告書

ア 実施計画の策定

- (ア) 本事業の目的及び実施方針を踏まえ、年間の実施スケジュール、各業務の実施内容、実施体制等を明らかにした「実施計画書」を作成し、契約締結後速やかに財団の承認を得ること。
- (イ) 各業務間の連動性を確保し、事業全体として効果的な実施となるよう計画を構築すること。

イ 進捗管理

- (ア) 本事業の進捗状況を適切に把握し、財団に対し定期的に報告を行うこと。
- (イ) 各業務の実施状況や課題を整理し、改善提案を行うこと。
- (ウ) 受託後から報告書提出までを含めた業務全体のスケジュールを立て、円滑な事業実施を図ること。

ウ 関係者との連絡調整

- (ア) 財団、島しょ地域の関係者、MICE主催者、関連事業者等との連絡調整を行い、円滑な事業運営を図ること。
- (イ) 各業務の実施に当たり、関係者の意向や状況を十分に踏まえた対応を行うこと。

エ ファシリテーターの配置

- (ア) 本事業における各種意見交換の実施に当たり、専門的知見を有するファシリテーターを配置すること。なお、当該ファシリテーターに係る費用については、本契約に含めるものとする。
- (イ) ファシリテーターは、本事業における各業務の進行管理、論点整理、参加者間の合意形成の支援及び結果の取りまとめ等を行うこと。
- (ウ) ファシリテーターの人選については、過去の実績等を示した上で財団の承認を得ること。
- (エ) 本事業の実施に当たっては、ファシリテーターが各業務を横断して関与し、企画、進行及び結果の取りまとめを主導する体制とすること。

オ 資料作成及び記録の整理

- (ア) 本事業の実施に必要な説明資料、配布資料等を作成すること。
- (イ) 各業務における意見交換の内容等について記録を作成し、課題の抽出と改善案を提案すること。
- (ウ) 各業務の実施状況が分かるよう、記録写真の撮影及び整理を行うこと。
- (エ) 過年度の実施内容及び議事録等については、個人情報等に配慮し、必要に応じて匿名化した上で活用すること。なお、過年度の必要資料等は財団より提供する。

カ 効果測定の実施及び統合分析

- (ア) 各業務において実施するアンケート結果等を適切に回収・整理すること。
- (イ) 各業務の結果を横断的に分析し、参加者のニーズや課題、事業の効果を把握するとともに、その結果を集計・分析すること。
- (ウ) 分析結果を踏まえ、今後のMICE誘致及び受入体制構築に資する提案を行うこと。

キ 各種手配及び運営

- (ア) 本業務の実施に当たり必要となる会場の確保、関係者との連絡調整、訪問先の選定及び調整、視察及び体験プログラムの手配、資料作成、運営等について、受託者において実施すること。
- (イ) 各種手配及び運営に係る一切の経費については、本契約に含めるものとする。ただし、財団が別途指定する費用については、この限りでない。

ク その他

(ア) 本事業で把握した課題等を基に、島しょ地域の関係者と連携し、MICE誘致に必要な業務支援等を行うこと。

(2) 島しょMICEプロモーション事業

受託者は、島しょ地域におけるMICE開催の認知向上及び案件の掘り起こしを図るため、以下の業務を実施すること。なお、各業務は相互に連動させ、後続施策への参加促進及び具体的な案件化につなげること。

ア セールスコール（オンラインセミナー）

(ア) 実施概要

セールスコールは、オンラインセミナー形式により実施し、島しょ地域におけるMICEの情報発信及び後続施策への参加促進を図ることを目的とする。実施時期は令和8年9月から10月頃を想定し、具体的な日時は財団に確認の上決定すること。参加対象は、国内に在住する企業系会議、国際会議、イベント等の主催者、MICE取扱い旅行会社、PCO等とする。

(イ) 企画・構成

本事業の目的を踏まえ、実施内容、プログラム構成、所要時間（最大50分程度）を含む企画案を作成し、財団の承認を得ること。プログラムには、島しょ地域の魅力、MICE開催事例、関連施策の紹介及び質疑応答を含めること。

(ウ) 実施内容（案）

以下を基本構成とし、詳細は財団に確認の上決定すること。

- a オープニング（財団挨拶）
- b 島しょ地域の魅力に関するセミナー
- c 島しょ地域におけるMICE実施事例の紹介
- d 島しょ地域におけるMICE開催に向けた助成制度の紹介
- e ロードショー及びファムトリップの案内
- f 質疑応答

(エ) 参加者募集及び管理

対象者に対し能動的かつ積極的な広報を行い、参加者の募集を行うこと。また、申込受付、参加者情報の管理、リマインド連絡等を行うこと。

(オ) 資料作成

上記（ウ）の内容に基づき、説明資料等の作成を行うこと。

(カ) 配信及び当日運営

オンライン配信に必要な環境を整備するとともに、当日の進行管理、接続対応、質疑応答の補助等、円滑な運営を行うこと。また、事後の振り返りのため、アーカイブ用映像の記録及び保存（内部利用を目的とする）を行うこと。

(キ) 後続施策への誘導

ロードショー及びファムトリップ等への参加を促進するため、適切な情報提供及び導線設計を行うこと。

(ク) 効果測定

オンラインにより回答可能なアンケートを実施し、参加者の属性、関心度、後続施策への参加意向等を把握するとともに、セールスコール終了後7日以内にその結果を集計・分析し、財団に報告すること。アンケートの項目についてはセールスコール実施日の2週間前を目途に財団に提案し、承認を得ること。

イ ロードショー（訪問営業）

（ア）実施概要

ロードショーは、国内都市において対面のセミナー形式で実施し、島しょ地域におけるMICE開催の魅力を訴求するとともに、具体的な案件化に向けた関係構築を図ることを目的とする。実施都市は国内2都市とし、各都市においてそれぞれ1回実施すること。実施時期は令和8年9月から11月の平日のうち、連続する2日間とし、ファームトリップより前の時期に実施すること。具体的な日程は財団に確認の上決定すること。参加対象は、企業系会議、国際会議、イベント等の主催者、MICE取扱い旅行会社、PCO、DMO、プレス関係者等とする。

（イ）参加者（予定）

ロードショー参加者は各都市のMICE関連事業者等とし、各都市最大50名程度を想定する。また、本ロードショーは、島しょMICE関連事業者5名程度（八丈島、大島、交通事業者）及び招請する各都市のMICE関連事業者、ファシリテーター及び財団職員2名を中心に構成するものとする。

（ウ）企画・構成

本事業の目的を踏まえ、セミナー内容、構成、実施方法等を含む企画案を作成し、財団の承認を得ること。

（エ）会場及び機材の手配

各都市において、50名程度の参加が可能な会場を手配するとともに、必要な音響機材、映像機材等を準備すること。

（オ）参加者募集及び管理

対象者に対し能動的かつ積極的な広報を行い、参加者の募集を行うこと。広報方法については実施1か月前を目途に財団に提案し、承認を得ること。集客人数が少数である場合、再度、広報先や広報手法を財団に提案し、集客をすること。また、申込受付、参加者情報の管理、リマインド連絡等を行うこと。

（カ）島しょMICE関連事業者との連絡調整

島しょMICE関連事業者との連絡調整を行い、円滑な実施体制を構築すること。事前の調整、当日の対応及び事後のフォローアップを含めて対応すること。

（キ）当日の運営

受付、座席案内、資料配布、進行管理等を行い、円滑な運営を実施するとともに、ポスター等の掲示を行い、参加者に対し島しょ地域のイメージを想起させるような工夫を行うこと。また、会場レイアウトやセミナーの様子が分かる記録写真を撮影すること。

（ク）関係者の旅行手配

以下のとおり、島しょMICE関連事業者5名程度分（八丈島、大島、交通事業者）及び招請する各都市のMICE関連事業者、ファシリテーター及び財団職員2名分の交通及び宿泊の手配を行うこと。ただし、財団職員2名分の手配に係る費用は本契約には含めない。

a 交通手段の手配

- ・航空機、新幹線等（エコノミークラス又は普通席）の手配を行うこと
- ・島しょ事業者が利用する島しょ地域から各都市までの移動手段を確保すること
- ・宿泊先から会場までの移動手段となる車輛を手配すること
- ・航空機及び新幹線等に係る諸税等の費用については、本契約に含めること
- ・島しょ事業者の住家から八丈島空港（八丈島の場合）、元町港・岡田港（大島の場合）までの移動に係る費用は、島しょ事業者負担とする

b 宿泊の手配

- ・本事業の目的に鑑みて適切な宿泊施設を選定し、財団に確認の上決定すること

- ・1名1室、シングル利用、朝食付きとすること
- ・同一施設にて手配すること
- ・客室におけるインターネット利用環境を確保すること
- ・電話代、ルームサービス等の個人的費用については参加者の負担とする

(ケ) 交流機会の創出

参加者と島しょ地域関係者との交流の機会を設け、案件形成につながる場とすること。

(コ) 後続施策への誘導

ファムトリップ等への参加を促進するため、適切な情報提供を行うこと。

(サ) お土産の準備

参加者向けに島しょ地域の特産品等のお土産（1名あたり1,000円程度を想定）を用意すること。配布数については事前に財団に確認の上決定すること。なお、当該費用についても本契約に含めるものとする。

(シ) 効果測定

オンラインにより回答可能なアンケート等を実施し、参加者の関心度、訪問意向、案件化の可能性等を把握するとともに、終了後7日以内にその結果を集計・分析し、財団に報告すること。アンケートの項目については実施日の2週間前を目途に財団に提案し、承認を得ること。

ウ ファムトリップ（八丈島）

(ア) 実施概要

ファムトリップ（八丈島）は、島しょ地域におけるMICE開催の実現可能性を体感させるとともに、主催者ニーズの把握を図ることを目的として実施する。実施時期は令和8年10月から令和9年2月頃までに実施、2泊3日の行程を予定とする。具体的な日程は財団に確認の上決定すること。なお、大島における取組の実施後に行うこと。

(イ) 参加者（予定）

被招請者は、MICE主催者等5社5名程度とする。また、本取組には、大島及び八丈島の関係者（4名程度）ファシリテーター及び財団職員3名が参加するものとする。なお、被招請者の選定に当たっては、受託者において候補者の提案を行うこととし、最終的な選定は財団が行うものとする。

(ウ) 企画・行程設計

本事業の目的に鑑み、島しょ地域の魅力及びMICE開催の実現可能性が効果的に伝わる行程を設計すること。行程案については以下（エ）を参考とし、詳細は財団に確認の上決定すること。

(エ) 行程案（参考）

1日目

- ・羽田空港集合、航空機にて八丈島へ移動
- ・施設、ホテル、島内視察等（夕食手配）
- ・ホテル泊（翌朝食込みプラン）

2日目

- ・施設、島内視察、体験プログラムの実施、意見交換会等（昼食、夕食手配）
- ・ホテル泊（翌朝食込みプラン）

3日目

- ・島内視察、体験プログラムの実施（午前中）
- ・意見交換会等（昼食手配）
- ・航空機にて東京へ移動、羽田空港で解散

(オ) 行程設計に当たっての留意事項

- a 1日あたり複数の視察及び体験プログラムを組み合わせること。
- b MICE開催を想定した施設、宿泊施設、ユニークベニュー等を組み込むこと。
- c 視察に係る各種手配については、出発1週間前までに完了できるよう行程を設計すること。
- d 悪天候等により航空便等の運航に支障が生じた場合には、日程の変更又は延期により対応するものとし、当該変更等に伴う追加的な費用及び対応についてあらかじめ想定しておくこと。

(カ) 被招請者及び関係者との連絡調整

- a 参加者管理窓口を設置し、被招請者の一元管理を行うこと。
- b 仮日程表を作成し、出発1週間前までに送付すること。
- c 最終日程表（しおり）を作成し、財団の最終承認を得たものを被招請者に送付すること。

(キ) 旅行手配

以下のとおり、被招請者5名程度及び大島関係者分、ファシリテーター及び財団職員3名分の手配を行うこと。ただし、財団職員3名分の手配に係る費用は本契約には含まない。

- a 航空券及びジェット船等の手配
 - ・竹芝一大島のジェット船等の手配を行うこと（大島関係者のみ）
 - ・羽田一八丈島間の航空便（エコノミークラス）の手配を行うこと
 - ・諸税等を含めること
 - ・被招請者の羽田空港までの移動に係る費用は含めない
 - ・発券後の変更が最低1回は可能な航空券を手配すること
- b 島内移動手段の手配
 - ・日数分の専用車を手配すること（正座席21名以上のバスを想定）
 - ・運送事業者の選定に当たっては、必要な資格を有し、関係法令を遵守し安全面に配慮した者を手配すること
 - ・行程上必要な駐車代及び乗務員の食事代、回送費用等の諸経費も本契約に含めること
- c 宿泊の手配
 - ・本事業の目的に鑑みて適切な宿泊施設を選定し、財団に確認の上決定すること
 - ・1名1室、シングル利用、朝食付きとすること
 - ・客室におけるインターネット利用環境を確保すること
 - ・電話代、ルームサービス等の個人的費用については被招請者の負担とすること
- d 食事の手配
 - ・昼食及び夕食の手配を行うこと
 - ・1名あたりの食費の目安として、昼食6,000円、夕食12,000円程度とし、内容については財団に確認の上決定すること
 - ・食事内容は原則として参加者全員同一とするが、アレルギー対応等については適切に対応すること
 - ・食事中に発生するドリンク代については、本契約に含めるものとする
- e 有資格通訳案内士（英語）の手配
 - ・行程上必要に応じて、通訳案内士（英語）を1名配置すること
 - ・通訳案内士は、行程に含まれる観光地、訪問施設等に関する十分な説明及び関係者との円滑な通訳が可能な者とし、島内の施設、観光地等に精通し、視察対応の実績

を有する者であることを原則とする

- ・人選に当たっては、実績一覧を含む職務経歴書を提出の上、財団の承認を得ること
- ・通訳案内士は行程全体の円滑な進行に配慮し、必要に応じて行程管理の補助を行うとともに、緊急時には関係者と連携の上、適切に対応すること
- ・当該通訳案内士に係る謝金、交通費、食事代、入場料等の諸経費については、本契約に含めること

f 旅行保険の手配

被招請者及びファシリテーターが自宅を出発してから帰宅までに要する旅行保険を付保すること。なお、財団職員3名分の旅行保険の手配は不要とする。

(ク) 視察・体験プログラムの実施及び手配

- ・施設視察及び体験プログラムについては、本事業の目的に鑑み、八丈島の魅力が効果的に伝わる内容を企画の上、実施すること
- ・1日あたり複数の視察先及び体験プログラムを組み合わせるとともに、雨天時等に備えた代替プログラムについてもあらかじめ検討し、実施可能な体制を整えること
- ・最終行程については、必ず財団に確認の上、決定すること
- ・見学施設及び体験プログラムに係る予約並びに入場料等の支払については、必要人数分を受託者において行うこと

(ケ) 効果測定

オンラインにより回答可能なアンケート等を実施し、参加者の評価、開催意向、課題認識等を把握するとともに、ファムトリップ終了後7日以内にその結果を集計・分析し、財団に報告すること。

(3) 島しょMICEモデル構築事業

受託者は、島しょ地域におけるMICE受入体制の構築及び強化を図るため、モデル地区（八丈島）での取組を踏まえ、大島をはじめとした他地域への展開に係る以下の業務を実施すること。なお、本業務の実施に当たっては、MICE産業全体の振興を図る観点から、公平かつ客観的な見地にに基づき実施すること。

各業務の実施に当たっては、受託者において具体的な内容、手法等を検討の上、財団に確認の上決定すること。なお、本業務の実施に当たり必要となる経費については、本契約に含めるものとする。

ア 大島における事前意見交換

(ア) 実施概要

過年度の取組を踏まえ、大島におけるMICE誘致に向けた課題認識の整理及び気運醸成を図ることを目的とし、大島にて対面形式により実施する。なお、実施時期は令和8年10月から令和9年2月頃までに実施とする。具体的な日程は財団に確認の上決定すること。参加対象は、6(3)イ(イ)と同様とする。なお、本取組の実施に当たっては、ファシリテーターが中心となり進行及び論点整理を行うこと。

(イ) 事業要点の整理

過年度の実施内容及び議事録を整理し、現状の課題及び方向性を把握すること。なお、整理に当たっては個人情報等に配慮し、必要に応じて匿名化を行うこと。

(ウ) 資料作成

6(3)ア(イ)の事業要点の整理結果を踏まえ、関係者の理解促進及び気運醸成を図るための資料を作成すること。資料には、過年度の議事録の要点整理に加え、MICE開催の意義及び効果、誘致に必要な知識、ノウハウ及び参考事例等を盛り込むこと。また、本事業全体

の流れ及びスケジュールが把握できる内容とすること。

(エ) 運営

関係者による意見交換を実施し、大島の地域特性、課題、活用可能な資源等について整理を行うとともに、MICEにおける特別な体験提供の仕組みを提案すること。なお、実施に当たっては、会場の確保及び運営に必要な準備を行うこと。

(オ) 効果測定

オンラインにより回答可能なアンケート等を実施し、関係者の理解度、意識変化、課題認識等を把握するとともに、その結果を集計・分析すること。

イ ファムトリップ（大島）

(ア) 実施概要

大島の特性を踏まえたMICE開催の実現可能性の検証及び受入体制の検討を図るとともに、主催者ニーズの把握を目的として実施する。なお、本取組は（３）アに定める大島における事前意見交換の内容を踏まえ、その延長とした一連の取組として実施するものとする。また、本取組は、大島関係者と八丈島関係者との意見交換を通じて、大島におけるMICE誘致に向けた課題及び必要な取組を整理し、気運醸成につなげるとともに、主催者等の視点を踏まえた受入の方向性について検討すること、及び意見交換会を通じて作成したパッケージ案の実証を目的とする。あわせて、主催者、PCO、DMO、旅行会社、プレス等の参加を得て、大島の特性を活かした受入パッケージ等について提案を得るよう努めるものとする。

(イ) 参加者（予定）

被招請者は、MICE主催者等５名程度とする。また、本取組には、大島及び八丈島の関係者（４名程度）、ファシリテーター及び財団職員３名が参加するものとする。なお、被招請者の選定に当たっては、受託者において候補者の提案を行うこととし、最終的な選定は財団が行うものとする。

(ウ) 企画・行程設計

大島の特性を踏まえ、MICE開催の実現可能性及び受入イメージが具体的に把握できるような行程を設計すること。

(エ) 行程案（参考）

１日目

- ・竹芝集合、ジェット船等にて大島へ移動
- ・事前意見交換会等（昼食手配）
- ・施設、島内視察、体験プログラムの実施（夕食手配）
- ・ホテル泊（翌朝食込みプラン）

２日目

- ・施設、島内視察、体験プログラムの実施（午前中）
- ・意見交換会等（昼食手配）
- ・ジェット船等にて竹芝へ移動後、解散

(オ) 行程設計に当たっての留意事項

- a 複数の視察及び体験プログラムを組み合わせること。
- b MICE開催を想定した施設等を組み込むこと。
- c 視察に係る各種手配については、出発１週間前までに完了できるよう行程を設計すること。
- d 悪天候等によりジェット船等の運航に支障が生じた場合には、日程の変更又は延期により対応するものとし、当該変更等に伴う追加的な費用及び対応についてあらかじめ想定しておくこと。

(カ) 被招請者及び関係者との連絡調整

- a 参加者管理窓口を設置し、被招請者の一元管理を行うこと。
- b 仮日程表を作成し、出発1週間前までに送付すること。
- c 最終日程表（しおり）を作成し、財団の最終承認を得たものを被招請者に送付すること。

(キ) 旅行手配

以下のとおり、被招請者5名程度及び八丈島関係者分、ファシリテーター及び財団職員3名分の手配を行うこと。ただし、財団職員3名分の手配に係る費用は本契約には含めない。

- a 航空券及びジェット船等の手配
 - ・羽田―八丈島間の航空便（エコノミークラス）の手配を行うこと（八丈島関係者のみ）
 - ・竹芝―大島のジェット船等の手配を行うこと
 - ・諸税等を含めること
 - ・被招請者の竹芝までの移動に係る費用は含めない
 - ・発券後の変更が最低1回は可能な航空券を手配すること
- b 島内移動手段の手配
 - ・日数分の専用車を手配すること（正座席21名以上のバスを想定）
 - ・運送事業者の選定に当たっては、必要な資格を有し、関係法令を遵守し安全面に配慮した者を手配すること
 - ・行程上必要な駐車代及び乗務員の食事代、回送費用等の諸経費も本契約に含めること
- c 宿泊の手配
 - ・本事業の目的に鑑みて適切な宿泊施設を選定し、財団に確認の上決定すること
 - ・1名1室、シングル利用、朝食付きとすること
 - ・客室におけるインターネット利用環境を確保すること
 - ・電話代、ルームサービス等の個人的費用については被招請者の負担とすること
 - ・八丈島関係者等前泊が必要な場合は手配すること。
- d 食事の手配
 - ・昼食及び夕食の手配を行うこと
 - ・1名あたりの食費の目安として、昼食6,000円、夕食12,000円程度とし、内容については財団に確認の上決定すること
 - ・食事内容は原則として参加者全員同一とするが、アレルギー対応等については適切に対応すること
 - ・食事中に発生するドリンク代については、本契約に含めるものとする
- e 有資格通訳案内士（英語）の手配
 - ・行程上必要に応じて、通訳案内士（英語）を1名配置すること
 - ・通訳案内士は、行程に含まれる観光地、訪問施設等に関する十分な説明及び関係者との円滑な通訳が可能な者とし、島内の施設、観光地等に精通し、視察対応の実績を有する者であることを原則とする
 - ・人選に当たっては、実績一覧を含む職務経歴書を提出の上、財団の承認を得ること
 - ・通訳案内士は行程全体の円滑な進行に配慮し、必要に応じて行程管理の補助を行うとともに、緊急時には関係者と連携の上、適切に対応すること
 - ・当該通訳案内士に係る謝金、交通費、食事代、入場料等の諸経費については、本契約に含めること
- f 旅行保険の手配

被招請者及びファシリテーターが自宅を出発してから帰宅までに要する旅行保険を付

保すること。なお、財団職員3名分の旅行保険の手配は不要とする。

(ク) 意見交換会の実施

大島及び八丈島の関係者、MICE主催者等との意見交換を実施し、大島におけるMICE誘致に向けた課題及び必要な取組の整理を行うとともに、主催者等の視点を踏まえた受入の方向性について検討すること。また、主催者、PCO、DMO、旅行会社、プレス等から、大島の特性を活かした受入パッケージ等に関する提案を得るよう努めること。さらに、住民向けのPR手法等についても意見交換を行い、気運醸成及び受入環境整備に向けた検討につなげること。なお、意見交換に当たっては、ファシリテーターが中心となり進行及び論点整理を行い、大島内のMICE参加者向けコンテンツの開発・改善等に対して助言等を行うこと。

(ケ) 効果測定

オンラインにより回答可能なアンケート等を実施し、関係者の理解度、意識変化、課題認識等を把握するとともに、その結果を集計・分析すること。

ウ ファムトリップ（八丈島）と連動した意見交換会

(ア) 実施概要

本取組は、(2) ウに定めるファムトリップ（八丈島）と連動して実施し、当該機会を活用して八丈島関係者とMICE主催者等との意見交換を通じ、八丈島におけるMICE受入促進パッケージの考案を行うとともに、他の島しょ地域への展開に資することを目的とする。また、本取組はファムトリップ（八丈島）と一体的に実施することにより、他の島しょ地域の関係者が八丈島の事例やノウハウ、主催者ニーズ等を把握し、自地域において必要な取組や求められる受入体制等を改めて確認する機会として実施する。

(イ) 意見交換会の実施

八丈島関係者とMICE主催者等との意見交換を実施し、当該意見交換を通じて主催者ニーズ、課題及び対応策等を整理するとともに、八丈島におけるMICE受入促進パッケージの考案を行うこと。また、当該意見交換には他の島しょ地域の関係者も参加させることとし、住民向けのPR手法等についても意見交換を行い、受入環境整備に向けた検討につなげること。なお、意見交換に当たっては、ファシリテーターが中心となり進行及び論点整理を行い、八丈島内のMICE参加者向けコンテンツの開発・改善等に対して助言等を行うこと。

(ウ) 展開整理

6 (3) ウ (イ) 意見交換会で得られた内容を整理し、八丈島におけるMICE受入促進パッケージとして取りまとめるとともに、大島をはじめとした他の島しょ地域への展開に資する形で整理すること。

エ 全体意見交換会（オンライン）

(ア) 実施概要

本事業の成果共有及び課題整理を目的として、オンラインによる意見交換会を実施すること。実施時期は令和9年1月から2月頃を想定し、具体的な日程は財団に確認の上決定すること。参加者は、大島及び八丈島の関係者を中心に構成するものとし、必要に応じてMICE主催者等の参加も検討すること。当該意見交換会においては、各取組の結果を共有するとともに、今後の方向性及び必要な取組について整理を行うこと。なお、当該意見交換会の実施に当たっては、ファシリテーターが中心となり進行及び論点整理を行うこと。

(イ) 配信及び当日運営

オンライン実施に必要な環境を整備するとともに、当日の進行管理、接続対応、意見交換の補助等、円滑な運営を行うこと。また、事後の振り返りのため、アーカイブ用映像の記録及び保存（内部利用を目的とする）を行うこと。

(ウ) 効果測定の統合分析

本事業において各業務で実施したアンケート結果等を横断的に分析し、参加者のニーズ、課題及び事業効果を把握するとともに、誘致への具体的な施策展開等を踏まえた分析を行うこと。なお、当該分析は、後続のナレッジ整理及び他地域への展開に資するよう整理すること。

(エ) ナレッジ整理（モデル化）

本事業を通じて得られた知見、課題及び対応策等について整理し、島しょ地域におけるMICE誘致及び受入体制構築に資するモデルとして取りまとめるとともに、必要に応じて関係者が活用できるPRツール等を制作もしくは制作支援をすること。なお、取りまとめに当たってはPR他地域への展開を見据えた内容とすること。

オ MICE開催意義の普及啓発

(ア) 実施概要

MICE開催の意義及び経済効果等について、住民の理解促進を図ることを目的として実施する。

(イ) 手法提案

住民理解促進に資する施策を提案すること。なお、セミナー形式に限らず、効果的な手法を検討すること。

(ウ) 実施支援

提案内容について、財団に確認の上、必要に応じて実施支援を行うこと。

(エ) 効果測定

オンラインにより回答可能なアンケート等を実施し、関係者の理解度、意識変化、課題認識等を把握するとともに、その結果を集計・分析すること。

第7 事業実施上の留意事項

事業の実施にあたっては、財団と綿密に打ち合わせを実施すること。

第8 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第9 完了報告、実施報告書及び成果品

(1) 完了報告、実施報告書及び成果品の提出について

ア 委託完了届

別紙1「委託完了届」を提出すること。

イ 実施報告書

本委託業務の実施に当たり、受託者は、島しょMICEプロモーション事業及び島しょMICEモデル構築事業について、それぞれ区分して実施報告書の作成及び提出を行うこと。なお、報告書の構成、体裁及び提出期限等については、財団に確認の上決定すること。

(ア) 島しょMICEプロモーション事業

a 報告書

第6(2)に定める各業務【セールスコール、ロードショー、ファムトリップ（八丈島）】について報告書を作成し提出すること。

b アンケート結果

各業務において実施したアンケートについて、回収結果を集計したデータを提出すること。

(イ) 島しょMICEモデル構築事業

a 報告書

第6（3）に定める各業務【大島における事前意見交換、ファムトリップ（大島）、ファムトリップ（八丈島）と連動した意見交換会、全体意見交換会（オンライン）、MICE開催意義の普及啓発】について報告書を作成し提出すること。

b アンケート結果

各業務において実施したアンケートについて、回収結果を集計したデータを提出すること。

ウ 成果品について

以下の成果品を契約期間内に財団が指定する場所へ納入すること。

(ア) 島しょ MICE プロモーション事業

- ・報告書及びアンケート結果を電子データにて提出

(イ) 島しょMICEモデル構築事業

- ・報告書【アンケート結果含】（A4版カラー、中性紙、簡易製本したもの）3部
- ・報告書の電子情報（CD-R又はDVD-R）2部

エ 成果品に関する留意事項

(ア) 電子データ

報告書の電子データは、Microsoft社製Word・Excel・Power point等により編集可能な形式及びPDFファイルとすること。格納媒体は原則CD-R又はDVD-Rとし、ウイルスチェックを実施の上保存すること。また、収納ケース及び媒体に委託年度及び委託件名等を付記すること。

(イ) 環境配慮

使用する用紙及びインキは、「東京都グリーン購入ガイド」*に定める環境配慮仕様（水準1）のとおり、印刷物に関する環境配慮仕様【水準1】を満たすものとする。

*https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green

(ウ) 修正対応

成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

第10 納入場所

公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部誘致事業課
東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス15階

第11 著作権等の取り扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

*https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

第12 第三者委託の禁止

本委託業務は原則として第三者に委託させてはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第13 秘密の保持

受託者は、第12により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第12により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第14 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第15 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」**に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり12により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

** https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 島しょ地域の関係者、参加者や被招聘者の氏名/連絡先/メールアドレスなど

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」***及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」****に定められた事項を遵守すること。

*** https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

**** https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

また、12により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

第16 支払い方法

本委託業務に係る委託料の支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払い請求書に基づき委託料を一括で支払うものとする。

なお、請求書には各費用の内訳と、「島しょ MICE プロモーション事業」及び「島しょ MICE モデル構築事業」のそれぞれの合計額も明記すること。

また、上記のうち食事、添乗員及び通訳案内士、車両等参加人数の増減や時間数で変動するものについては、実際に手配を行った内容に基づき実費にて精算する。また、保険料については、委託業務完了如何に関わらず、請求に基づき支払うものとする。

第17 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議し、その承認を得ること。
- (3) 日程、参加人数、タイムスケジュール等手配条件が変更となることがある。その場合、受託者と財団両者協議の上変更する。
- (4) 本契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。
- (5) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本委託の実施途中で も委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。
- (6) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (7) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 電 話：03-5579-2684
